

環境影響評価法と道条例における対象事業規模

区 分		環境影響評価法		北海道環境影響評価条例	
		第一種事業	第二種事業	第一種事業	第二種事業
1 道路	高速道路	すべて	—	—	—
	一般国道	4車線 10km以上	4車線 7.5km以上 10km未満	4車線 10km以上	4車線 5km以上 10km未満
	道道、市町村道その他の道路	—	—	4車線 10km以上	4車線 5km以上 10km未満
	補助事業林道	幅員6.5m 20km以上	幅員6.5m 15km以上 20km未満	幅員6.5m 20km以上	幅員6.5m 10km以上 20km未満
	その他の林道	—	—	幅員6.5m 20km以上	幅員6.5m 10km以上 20km未満
2 河川	ダム	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満	湛水面積 100ha以上	湛水面積 50ha以上 100ha未満
	堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満	湛水面積 100ha以上	湛水面積 50ha以上 100ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満	改変面積 100ha以上	改変面積 50ha以上 100ha未満
	放水路	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満	改変面積 100ha以上	改変面積 50ha以上 100ha未満
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	—	—	—
	普通鉄道	10km以上	7.5km以上 10km未満	10km以上	5.0km以上 10km未満
	軌道（普通鉄道相当）	10km以上	7.5km以上 10km未満	10km以上	5.0km以上 10km未満
4 飛行場	（滑走路の新設）	2,500m以上	1,875m以上 2,500m未満	2,500m以上	1,250m以上 2,500m未満
	（滑走路の延長）	500m以上	375m以上 500m未満	500m以上	250m以上 500m未満
5 発電所	原子力発電所	すべて	—	—	—
	水力発電所	出力 30,000kW以上	出力 22,500kW以上 30,000kW未満	出力 30,000kW以上	出力 15,000kW以上 30,000kW未満
	火力発電所	出力 150,000kW以上	出力112,500kW以上 150,000kW未満	出力 150,000kW以上	出力 75,000kW以上 150,000kW未満
	地熱発電所	出力 10,000kW以上	出力 7,500kW以上 10,000kW未満	出力 10,000kW以上	出力 5,000kW以上 10,000kW未満
	太陽電池発電所	出力 40,000kW以上	出力 30,000kW以上 40,000kW未満	出力 40,000kW以上	出力 20,000kW以上 40,000kW未満
風力発電所	出力 50,000kW以上	出力 37,500kW以上 50,000kW未満	出力 10,000kW以上	出力 5,000kW以上 10,000kW未満	
6 廃棄物 処分場	最終処分場	埋立処分面積 30ha以上	埋立処分面積 25ha以上 30ha未満	埋立処分面積 30ha以上	埋立処分面積 15ha以上 30ha未満
	その他の処理施設	—	—	施行区域面積 30ha以上	施行区域面積 15ha以上 30ha未満
7 公有水面の埋立て及び干拓		50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	25ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	100ha以上	50ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	100ha以上	50ha以上 100ha未満
10 流通業務団地造成事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	100ha以上	50ha以上 100ha未満
11 工業団地造成事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	100ha以上	50ha以上 100ha未満
12 住宅団地造成事業（宅地の造成）		（100ha以上）	（75ha以上 100ha未満）	100ha以上	50ha以上 100ha未満
13 農用地造成事業		—	—	100ha以上	50ha以上 100ha未満
14 レクリエーション施設		—	—	100ha以上	50ha以上 100ha未満
15 複合施設		—	—	100ha以上	50ha以上 100ha未満
・新都市基盤整備事業		100ha以上	75ha以上 100ha未満	該当事業なし	—
16 第二種 事業	事業種非明示事業 （1～15の事業種に該当するものを除く）				（建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更） 50ha以上
	附則で定める事業				特別地域等の道路の新設・改築 幅員5.5m以上 延長5km以上 住宅地等の道路の新設・改築 車線4以上 延長2km以上 特別地域等のダムの新築 湛水面積 30ha以上 特別地域等の水力発電所の設置 出力10,000kW以上 特別地域等の水力発電所の変更 出力10,000kW以上の設備の新設

注 条例の規定は、環境影響評価法の対象事業として手続が実施される場合には適用しない。